

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和8年1月21日（水）午後1時30分から午後4時38分までの間

第2 出席者 前田委員長（司会）・松尾委員・刈谷委員

本部長・警務部長・生活安全部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・地域参事官兼人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官・刑事部参事官

第3 議事の概要

1 委員説示

委員から、「年齢を重ねるとともに体力の衰えを感じており、1日8,000歩以上歩くことや登山など軽いトレーニングを心懸けている。体力が資本である警察官は、柔道・剣道などの大会に向けて努力を続けている職員はもちろんのこと、個人個人が目標を持って日々鍛錬していることと思う。健康な生活を送るためにも、体力維持の取組は非常に大切である。2月15日に開催される『高知龍馬マラソン』に今年も1万人以上がエントリーしているが、この大会を目標としているランナーも多く、県外からは何千人も来られる。警察はマラソン大会の警備に従事するが、目標を持って県内外から訪れる方々が、事故なく気持ちよく走り抜けることができるよう、縁の下の力持ちとして貢献していただきたい。」旨の説示があった。

2 審議事項

○ 警察職員の援助要求について

警備部から、他県公安委員会からの警察職員の援助要求について説明があった。

委員から、「寒い時期の派遣であり、体調管理に十分留意していただきたい。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「派遣先で気を緩めることなく、任務に精励していただきたい。」旨の発言があった。

審議の結果、原案のとおり決定した。

3 報告事項

(1) 令和7年度警察官B採用試験の実施結果について（資料1）

警務部から、令和8年度の主な組織改正等について説明があった。

委員から、「少子化等で高校生が減りつつある中、受験者が昨年に比べて増加したことに安心した。本年度から新たに取り入れたチャレンジ型試験の成果も出たと思う。今後とも、受験対象者への早い段階からのアプローチや試験制度の見直しなど、人材確保に向けて努力を重ねていただきたい。重要なポイントは、警察官の仕事がいかにより甲斐があり、大切な職務であるかを理解してもらうことだと思う。」旨の発言があり、警察本部から、「減少傾向にあった受験者数・受験倍率が盛り返したのは、職員それぞれが創意工夫をこらしながら採用活動に取り組んだ結果であると自負している。しかしながら、ここで満足するわけにはいかない。採用の課題は、警察だけでなく他の官公庁や民間を含めた社会全体の問題であると理解しており、来年度以降より厳しい環境になると思われる。警察は、これまで硬直的な採用制度の中で愚直に活動していたが、時代の変化に合わせた採用制度を創出しながら、求職者と警察が求める人材とのマッチングができるよう、今後もより良い制度を追求してまいりたい。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「昨年、経済団体が四国の高校生を対象に実施した就職アンケートによると、8割ぐらいは地元就職を希望していた。しかしその一方、通勤時間の長さを嫌う意見が多かった。高知県は東西に長いので、企業等が集中する県中心部から遠く離れた地域に自宅があると、県中心部も県外も実質的に同じだと考え、県外就職を希望する方がいるようである。彼らの選択肢の一つに警察の仕事を入れてもらうためには、昨年のよさこい祭りへの参加など、強力にPR活動を推進して高知県警の魅力を伝え続けるしかないと思う。高校生数の減少や進学率の高まりはあるけれども、高卒の就職希望者が地元で一定数いることは毎年変わらないので、そこはチャンスと捉えて取り組んでいただきたい。」旨の発言があり、警察本部から、「指摘のとおり、大卒者等を対象としたA採用試験では昨年度と比べ受験者数が減るなど減少傾向が続いており、またA採用では併願者が多いため合格後の辞退率も高い。その分、B採用試験に期待しているところもある。B採用受験者の約7割は高校生等の学生であり、やはり高知が好きで高知で暮らしたいと考える方々が多くいると思われる。地元で愛着を持ち、高知のために働きたいと考える高校

生の存在は県警察としてもありがたく、彼らに対して、警察は昇任試験制度による実力本位の職場であるため、高卒・大卒という学歴に関わりなく活躍できる職場であることや、40年間安心して働ける職場であるといったことを強くアピールしてまいりたい。」旨の説明があった。

- (2) こうち被害者支援センターにおける財政状況の改善に向けた理事会決議事項について（資料2）

警務部から、こうち被害者支援センターにおける財政状況の改善に向けた理事会決議事項について説明があった。

委員から、「被害者支援の業務自体は非常に大切なものであり、センターの体制に関し見直しを図られることはひとまず良かったと思う。本来であれば、取扱件数が伸びて、必要なところに支援が行き届いた上で、それでも人手が不足してくるといった状況になれば、そのときに増員に伴う財政補助を求めるという流れになるはずである。納得される事情がなければ財政支援を得ることは難しく、県民からの寄付等も集まらないと思う。真の改善に向けてまだまだ時間を要すると思われるので、今後も経過を見守っていきたい。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「事務局長が会計業務に携わるなど職員の多能工化を進めるのは良いことであり、当然だと思う。また、どのような組織でも内部の人間は内部の理論に終始しがちであり、外部や中立の意見を取り入れることが大切であるが、こうち被害者支援センターでは、外部は我々公安委員会で、中立の立場にあるべきは理事会だと思う。センターが健全に運営されるよう、理事会の持つ本来の役割が果たされることを期待したい。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「支出削減のため事務局職員を7名から4名体制に変更するという決議内容は評価できる。これまで実質的に経営が破綻していたのは、経営責任の明確化がなされていなかったからだと思う。被害に遭われた方々にとっては本当に大切な組織で、支援の機能を十分に果たすため、これからも継続的な見直しが必要であり、次に改善が必要なのは理事会だと思う。活動の規模からして理事12名は明らかに多すぎるので、責任体制の明確化の観点から役員数を絞り込むべきと考える。また、先月掲載された新聞記事の中でセンターは寄付を募っていたが、寄付を募るのであれば、対外的に活動実績をより丁寧に説明し理解を求めていくことが先ではないかと思う。」旨の発言があり、警察本部から、「寄付を求めるのであれ

ば、活動実績をしっかりと会員や寄付者に対して示すことが先であり、その上で追加で寄付を受けたら、その資金でどういった活動ができるのかを説明する責任がある。県警察に対する委託料の増額要求も同じであり、新しい事業にしる継続事業の拡大にしる、具体的な必要性と支援後の活動内容を明らかにしてもらわなければ対応しかねる。委員の指摘も踏まえ、センターへの助言・指導を重ねてまいりたい。」旨の説明があった。

(3) 令和7年の交通事故状況について（資料3）

交通部から、令和7年の交通事故状況について説明があった。

委員から、「昨年末から高齢者の死亡事故が相次いで発生し、非常事態ということで多発警報が発令されるなど、高齢者の交通事故防止対策は極めて重要である。夜間に出歩くとき、反射材を付けているだけで事故防止に繋がると思うが、なかなか県民に徹底されていない状況も見受けられ、高齢者に反射シールを配布するなどの地道な取組を継続していただきたい。また、自転車の違反行為に対して4月から青切符制度が導入されるが、交通ルールが非常にわかりにくく、いかに県民に周知するかが大きな課題である。全県下的に周知できれば理想であるが、エリアを絞った集中的な啓発も効果的だと思う。例えば、自転車利用者の多い県庁前の通りでルールの浸透を図るなど、実効性のある広報や指導・取締りを行っていただきたい。加えて、学生の自転車利用が多いことから、教育委員会との連携も強化していただきたい。」旨の発言があった。同委員から、「見えにくい横断歩道が多いと感じる。くっきり塗装してわかりやすくしなければならないと思うが、反対に不要な横断歩道もあるかもしれない。横断歩道や道路標示について、地域や自治体も巻き込んだ点検運動のようなことは検討できないか。」旨の質問があり、警察本部から、「補修が必要な横断歩道は県警本部で情報を集約し、予算に応じて順次対応している。しかしながら、補修を要する横断歩道で警察官が把握できていないところもあると思う。道路標識・標示業協会という団体が、道路標示が薄れている箇所の一斉調査を高知県で計画中であると聞いており、そうした関係機関とも情報共有を図り、優先的に補修すべき箇所は早期に対応してまいりたい。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「横断歩道の上に照明があるところをたまに見かけるが、周囲がもっと明るく照らされれば、夜間に横断歩道を渡ろうとする歩行者を早く発見することができると思う。横断歩道への照明設置の促進について、道路管理者へ

の働きかけをお願いします。」旨の要望があった。

また、別の委員から、「昨年、県警は各種高齢者対策や高校生に対する自転車マナーアップ運動など、様々な交通安全施策を打ち出して啓発活動を推進したが、結果として、交通事故死者数が前年より4名増加し、残念に思う。原因についてどのように分析しているか。」旨の質問があり、警察本部から、「前年と比較して交通事故死者数が減少した近県の状況を確認したところ、交差点関連の違反を中心に取締り件数を大幅に増やしたり、警察署ごとに自転車取締りの指導責任者を設置して体制を厚くしたり、夜間取締りを強化して検挙件数を都度広報しているとのことであった。県民に緊張感を与える取締りや、体制の拡充、効果的な検挙広報について、当県でも取り入れられるところは参考にし、県民の交通安全意識の更なる高揚を図ってまいりたい。」旨の説明があった。同委員から、「先日、免許センターで実施された夜間の視認性実験のニュースを見た。色の異なるカラーコーンを並べて、色による見え方の違いやハイビームの有効性について実証していて、非常にわかりやすかった。これまでも説明を受けて頭では理解していたが、例えば、白や黄色は夜でも綺麗に見える一方、青は黒と同じくらい見えづらいといったことを実際に見て、百聞は一見にしかずだと思った。交通事故防止のショートムービーを制作予定とのことであるが、こうした視覚に訴える啓発は効果絶大であり、広く県民に周知していただきたい。」旨の発言があった。

第4 個別決裁

1 風俗営業者に係る営業停止命令について

生活安全部から、社交飲食店営業者に対する風俗営業の営業停止・飲食店営業停止の公安委員会行政処分について説明があり、原案のとおり決定した。

2 高知県公安委員会公文書管理規則の一部改正に伴う意見公募手続きの実施について

公安委員会事務室から、公文書ファイルの移管措置等に関し、高知県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則に伴う意見公募手続きの実施について説明があり、了承した。

3 公安委員会に対する苦情に係る調査結果及び申出者に対する回答について

公安委員会事務室から、公安委員会に対する苦情に係る調査結果及び申出者に対する回答について説明があり、調査結果について了承し、回答内容について原案を一部修正の上、決定した。

4 公安委員会に対する苦情の申出及び苦情文書の調査について

公安委員会事務室から、公安委員会に対する苦情の申出及び苦情文書の調査について説明があり、受理の上、調査することを決定した。

5 公安委員会への審査請求の受理及び審査請求に係る審理官の指名について

公安委員会事務室から、運転免許取消処分に対する公安委員会への審査請求の受理及び審査請求に係る審理官の指名について説明があり、了承した。

6 公安委員会定例会議の議事録について

公安委員会事務室から、令和8年1月14日に開催した公安委員会定例会議「議事録」について報告があり、了承した。